

議事要旨(7) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社(SPE)専門委員会では、3月に公表されたIASB公開草案「認識の中止」(以下「公開草案」という。)に対するコメントを検討している旨の説明がなされ、福澤専門研究員より、公開草案」の概要についての説明が、審議事項(7)を用いてなされた。

これらの説明に対する委員等からの発言や、事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ レポ取引の会計処理変更をもたらすような今回の公開草案は、現行の会計処理に問題があるという問題意識のもとに行われたのかとの質問があった。これに対して事務局からは、複数の概念を組み合わせる現行のIAS39号のアプローチが複雑であるという批判に答えることが公開草案の出発点にあると考えられる旨が説明された。
- ・ 公開草案では、レポ取引の会計処理の変更典型的にみられるように、実務的な現場の感覚と乖離している点が少なからずあり、IASBは概念的な検討とともに実態の把握をもっと行うべきだとの意見があった。
- ・ 譲渡される部分が金融資産からのキャッシュ・フローの比例的な割合の場合にだけ、当該部分を認識中止の評価対象とする公開草案は、証券化における劣後部分の留保を否定する考え方であり、証券化の実務を反映しないほか、譲渡資産の回収可能性を高めるための工夫とも整合的でないのではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、近日中に開催される円卓会議や、公開草案へのコメントを通じて、ASBJとして今後IASBに対して意見発信をしていく予定にあり、関係団体においても積極的に意見発信を行っていくことが望ましい旨が回答された。
- ・ 公開草案における「部分」の定義は、現行のIAS39号と同じではないかとの質問があり、事務局からは、定義は同じでも、その後に適用される認識の中止のための具体的なテスト及び適用の順番等が異なるため、結果として求められる会計処理は異なる場合が多いと考えられると説明された。

以 上